○山之内病院看護師奨学資金貸付条例

(目的)

第1条 この条例は、山之内病院(以下「病院」という。)に看護師として勤務しようとする者に対し、 奨学資金を貸し付けることにより、その修学を容易にし、もって病院の看護師の継続的かつ安定的な 確保を図ることを目的とする。

(貸付けの対象者)

- 第2条 奨学資金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる看護専門学校(以下「学校」という。) に在学する者で、卒業後に看護師として病院に勤務する意思を有するものとする。
 - (1) 保健師助産師看護師法第21条第2号に規定する学校

(奨学資金の額)

第3条 奨学資金の貸付けの額は、月額50,000円とする。

(利息)

第4条 奨学資金には、利息を付さない。

(貸付期間)

第5条 奨学資金の貸付期間は、奨学資金の貸付けを受けようとする者が学校に入学する日の属する月から卒業する日の属する月までの期間において、山之内病院院長(以下「院長」という。)が定める期間とする。

(貸付けの申請及び決定)

- 第6条 奨学資金の貸付けを受けようとする者は、院長が別に定めるところにより、連帯保証人1人を 立て、院長に申請しなければならない。
- 2 院長は、前項の申請があったときは、選考の上、貸付けの可否を決定し、その旨を本人に通知しなければならない。

(貸付けの決定の取消し等)

- 第7条 院長は、奨学資金の貸付けを受けている者(以下「奨学生」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第2項の規定による貸付けの決定を取り消すものとする。この場合において、院長は、当該事由が生じた日の属する月の翌月の分から奨学資金の貸付けを行わないものとする。
 - (1) 死亡したとき。
 - (2) 学校を退学したとき。
 - (3) 奨学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
 - (4) 学校から停学の処分を受けたとき。
 - (5) 心身の故障のため修学を継続する見込みがないと認められるとき。
 - (6) 虚偽その他不正な手段により奨学資金の貸付けを受けたことが明らかになったとき。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、奨学資金の貸付けの目的を達成する見込みがないと認められると き。

- 2 院長は、奨学生が休学し、又は1月以上引き続いて欠席したときは、当該事由の生じた日の属する 月の翌月の分から当該事由のやんだ日の属する月の分まで奨学資金の貸付けを行わないことができ る。
- 3 院長は、奨学生が正当な理由がなく、院長が別に定めるところにより提出すべきものとされた必要 書類を提出しないときは、奨学資金の貸付けを一時保留することができる。

(奨学資金の返還)

第8条 奨学資金の貸付けを受けた者(以下「借受者」という。)は、貸付期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により奨学資金の貸付けの決定が取り消されたときは、当該事由の生じた日の属する月の翌月から起算して貸付けを受けた期間(前条第2項の規定により貸付けを受けなかった期間を除く。)に相当する期間(次条の規定により返還が猶予されたときは、当該猶予期間を合算した期間とする。)以内に月賦又は半年賦の均等払方式により借り受けた奨学資金を返還しなければならない。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

(返還の猶予)

- 第9条 院長は、借受者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間奨学資金の返還を猶予することができる。
 - (1) 病院において、看護師の業務に従事しているとき。ただし、奨学資金の貸付けを受けた期間に相当する期間に限る。
 - (2) 第7条第1項の規定により奨学資金の貸付けの決定を取り消された後も引き続き学校に在学しているとき。
 - (3) 学校を卒業後さらに他種の学校等において修学しているとき。
 - (4) 学校を卒業した日の属する年度内に実施された看護師国家試験に不合格であった場合であって、 同年度の翌年度の初日から起算して1年2月を経過していないとき。
 - (5) 災害、病気その他やむを得ない事由により返還が著しく困難になったとき。

(債務の当然免除)

- 第10条 院長は、借受者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、奨学資金の返還の債務の 全部を免除するものとする。
 - (1) 学校を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から1年2月以内に看護師の免許を取得した後、直ちに病院において、奨学資金の貸付けを受けた期間に相当する期間看護師の業務に従事したとき。
 - (2) 前号に規定する病院における看護師の業務従事期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(債務の裁量免除)

- 第11条 院長は、借受者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該各号に規定する期間 に相当する期間について奨学資金の返還の債務を免除することができる。
 - (1) 前条第1号に規定する場合を除くほか、学校を卒業した後(第9条第3号から第5号までの規定により奨学資金の返還の猶予を受けるときは、同条第3号から第5号までに掲げる事由の消滅した後)病院において、引き続き院長が別に定める期間(第9条第3号から第5号までの規定により奨学資金の返還の猶予を受ける期間を除く。)看護師の業務に従事したときにおける当該従事期間

- (2) 前条第1号に規定する場合を除くほか、学校を卒業した後(第9条第3号から第5号までの規定により奨学資金の返還の猶予を受けるときは、同条第3号から第5号までに掲げる事由の消滅した後)病院以外の医療機関等で看護師の業務に従事した後、病院において、看護師の業務に従事したときにおける当該従事期間
- (3) 前条第2号に規定する場合を除くほか、死亡し、又は災害、病気その他やむを得ない事由により、奨学資金の返還ができなくなったときにおける奨学資金の返還の残存期間

(延滞利息)

- 第12条 借受者は、奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から 返還した日までの日数に応じ、返還すべき奨学資金の額に年5パーセントの割合をもって計算した延 滞利息を支払わなければならない。ただし、その計算して得た額が100円未満の場合はこの限りでない。
- 2 院長は、借受者が奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったことについてやむを得ない事由が あると認めるときは、前項の延滞利息を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、院長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、平成31年度の貸付け分から適用する。

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。